

北東北3県ドクターへリの広域連携運航に係る運用の柔軟化に関する特別決議

救命率の向上と後遺障害の軽減に大きな効果が期待されるドクターへリ運航事業は、平成21年3月の青森県ドクターへリの運航開始以来、平成24年1月には秋田県、同年5月には岩手県において開始され、現在は北東北3県で4機のドクターへリが運航されている。

北東北3県によるドクターへリの広域連携運航は、平成25年4月より試行的に開始され、その実績と課題を検証の上で本格運航へと進められることとなり、その後、平成26年10月の運航マニュアル改正によって、「自県へリ優先要請」を原則としつつも「自県の搭乗医師が救命に効果的であると判断した場合」には、他県へリに出動要請ができるよう出動要件が緩和され、現行の広域連携運航となってい

る。しかしながら、現在の運航マニュアルにおける「自県へリ優先」のもとでは、極めて緊急を要する患者で、他県へリが現場から直近に位置する場合であっても、まずは自県へリに出動要請をしなければならず、一刻を争う状況下では致命的な初療の遅れとなることが懸念される。

一方、先進地域においては、傷病者の救命率向上及び予後改善のため県境に捉われない運航を実現しており、一分一秒でも早く医師が患者のもとに駆けつけ治療を開始できる体制が、ドクターへリの持つ本来の機能、効果が十分に発揮される最も望ましいあり方であるため、北東北3県においても、より柔軟な広域連携運航の運用ができる体制の構築が必要である。

そのため、当協議会では、3県にまたがり住民の生活圏を共有する構成24市町村の決議により、広域連携運航の更なる運用の柔軟化について、継続して3県知事に対し要望書を提出してきたところであるが、実現の見通しは立っていない。

こうしたことから、北東北3県ドクターへリの広域連携運航がより効果的に運用できる体制構築のため、引き続き、岩手、秋田、青森の3県に対し、次の事項について強く要望する。

記

- 1 北東北3県ドクターへリ広域連携運航の運用に関し、基地病院からの運航距離及び時間を勘案して、他県ドクターへリを第一優先として出動要請できる地域を定め、当該地域においては、消防本部から直接他県ドクターへリを要請できる体制を構築すること

以上、決議する。

令和5年6月28日

令和5年度 北奥羽開発促進協議会 定例総会